

職場における安全委員会・衛生委員会、 建設現場における労働災害防止協議会の 開催にあたっては、十分な感染防止対策を！

～ 新型コロナウイルスに関するQ&A (R2.11.13) より ～

感染拡大が心配だ。しかし、労働安全衛生法に基づく会議は開催しなければならないのかなあ？ どうすれば良いのだろうか・・・。



安全委員会等については、法令に基づき定期的に開催する必要があります。 いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた上で開催してください。

(オンラインによる開催について：調査審議に必要な意見交換ができるシステム環境整備が必要です。留意事項は、通達をご確認ください。→「[情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について（令和2年8月27日基発0827第1号）](#)」)



議題として

会議の議題として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた事業場としての対応を議題に含めるなど、積極的な調査審議・意見聴取・連絡調整を図ってください。

感染防止策の例

- 参加人数は必要最小限に絞る。(なお、安全委員会・衛生委員会については法定の構成員に留意。)
- 収容定員の50%以下の参加人数にする。(建設現場における労働災害防止協議会について、複数回に分割開催も検討を。)
- マスクを着用する。
- 手洗いを推奨する。
- 手指消毒液を設置する。
- 隣どうしの間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける。
- こまめに(1時間に2回程度)換気する。
- 物品・機器・文具の複数人での共用は避ける。
- 大きな声は出さない。(マイクの適切な使用を。)
- 近距離及び対面では話さない。
- 食事はしない。
- 発熱、風邪症状、高齢者、基礎疾患のある者は参加を控えていただき、後日、文書配布等手段により会議内容への参画を図る。
- ゴミの回収・廃棄について、マスク・手袋を着用し、会議終了後は各箇所の消毒、手洗い(石けんと流水)を励行する。
- 後日、参加者を特定できるように、出席記録を作成する。(氏名記載と体温チェック)

